

“しがのプレミアムツアー” 企画造成支援事業費補助金のご案内

近江牛を核としたインバウンド観光“しがのプレミアムツアー”の推進に向けて、旅行会社等が訪日観光客向けに“しがのプレミアムツアー”を企画、造成し、旅行商品として販売する場合、必要となる広告経費に対して補助金を交付します。

1. 補助対象となる取り組み

訪日外国人観光客向けかつ、旅行企画の主要コンセプトに近江牛を据えているもので、旅程に滋賀県内での飲食店（宿泊施設を含む）における近江牛の提供と滋賀県内の観光が含まれる旅行商品を造成し、その広告に要する経費のうち、下記に該当するものが対象となります。

（※ 当該旅行商品において、滋賀県内の滞在時間が過半であることが必要です。）

- I. 旅行商品のパンフレット、チラシ等の印刷物の原稿料・デザイン料および印刷費
- II. インターネット旅行情報サイトでの旅行商品の広告・販売に要する原稿料・デザイン料およびサイト掲載料
- III. 訪日外国人向け情報誌への旅行商品の広告掲載に要する原稿料・デザイン料および広告掲載料

2. 補助対象事業者

国内の旅行会社

3. 補助額

1事業者につき、30万円まで。ただし、実費を限度額とし、千円未満の額は切捨てとします。

4. 補助対象期間

交付決定を受けた日から平成30年3月31日までの間に、旅行商品の広告を完了していること。

【詳しい要件は、“しがのプレミアムツアー”企画造成支援事業費補助金交付要綱をご確認ください。】

5. 申請書等

平成29年度“しがのプレミアムツアー”企画造成支援事業補助金事業実施計画等を提出してください。必要に応じて、関係書類を求めることがあります。事業終了後は、実績報告書を提出してください。詳しくは、補助金交付要綱をご参照いただくか、8の問合せ先まで問い合わせください。

6. 交付申請締切日

平成30年2月23日（金） ただし、申請額が予算額に達した場合は、募集を打ち切ることがあります。

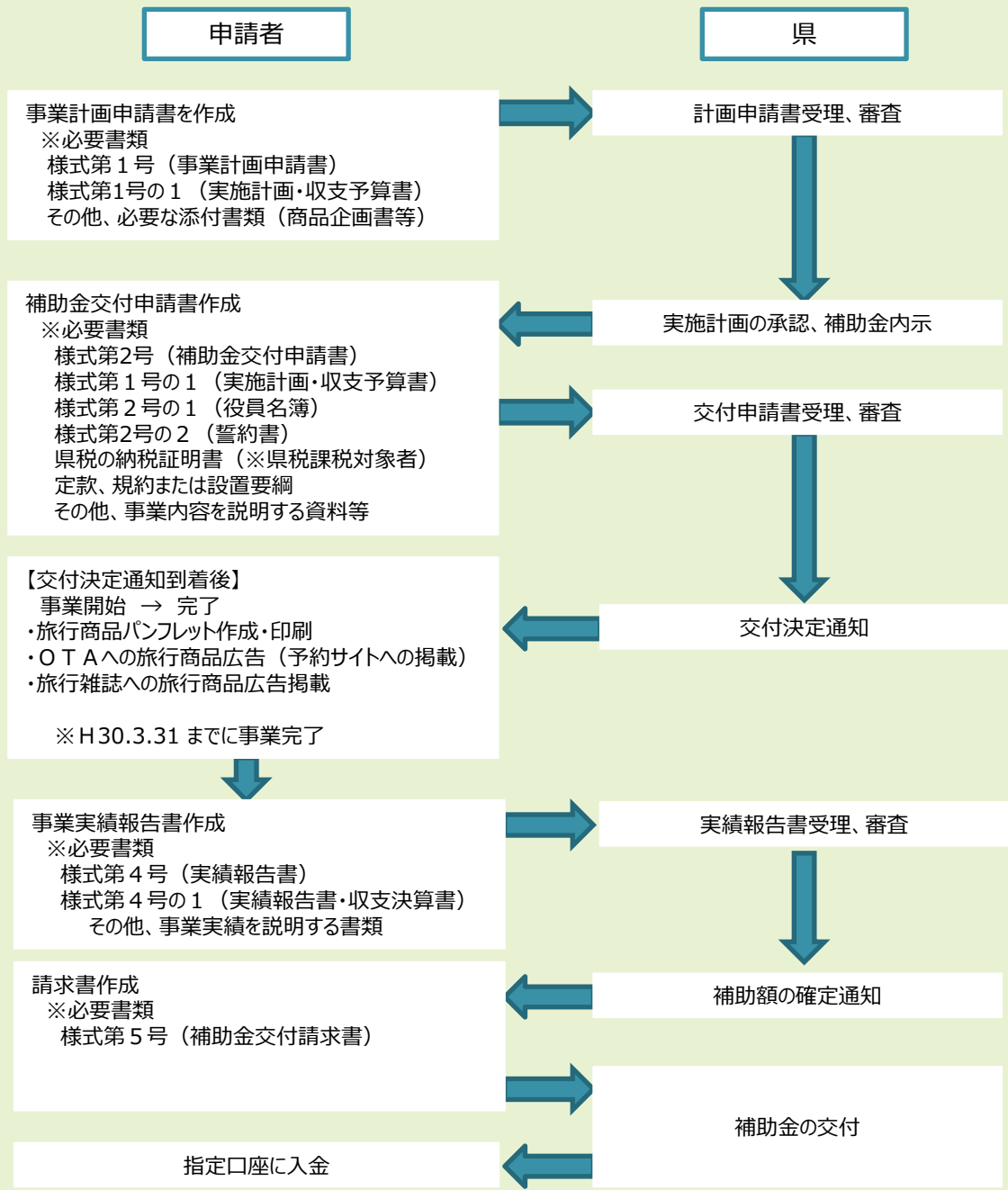
7. 事業実施にあたっての主な留意事項 ※詳しくは補助金交付要綱をご参照ください。

1. 外部発注で発生する経費が補助対象です。自社施工により発生する経費は補助対象とはなりません。
2. 補助対象以外の旅行商品と併せて掲載する場合は、総事業費を掲載商品数で除した1旅行商品あたりの金額を積算したものが補助対象経費となります。
3. 交付決定日以降に着手したものが補助対象となります。既に広告されているものや、交付決定日以前に着手しているものは補助対象となりません。また、補助対象期間以降も継続してO T Aで広告、販売する場合は、補助対象期間内に発生した経費のみを補助対象とすることができます。
4. 補助対象経費は消費税や地方消費税を除いた額とします。
5. 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。
6. ツアーの出発地、催行日数、最少催行人数、個人・団体向けの旅行商品の別は問いません。
7. 補助対象となる旅行商品の広告にあたっては、別に定めるツアーロゴを記載すること。

8. 申請、問い合わせ先

滋賀県農政水産部畜産課 管理係 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1
TEL:077-528-3851 E-mail:ge00 (ジーイーゼロゼロ) @pref.shiga.lg.jp (担当者:松田)

補助事業の手續等の流れ



“しがのプレミアムツアー”とは

県では、増加する訪日外国人向けのインバウンド観光として、

「近江牛」を核テーマとし、「滋賀県の観光」と組合せたツアーを“しがのプレミアムツアー”と位置づけ、推進しており、以下のような事業展開をすすめています。

